



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 福島労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

令和3年6月 29 日

【照会先】

福島労働局労働基準部監督課

課長 大和 稔弘

主任監察監督官 渡辺 満

(電話) 024(536)4602

福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での除染等の業務等 を行う事業場への監督指導結果（令和2年）を公表します

福島労働局（局長 河西 直人）では、管内の労働基準監督署が令和2年1月から令和2年12月までの間に、①福島第一原子力発電所での廃炉作業、②福島県内での汚染土壌等の除染等の業務、③福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務、④中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業場に対して実施した監督指導の結果について取りまとめましたので公表します。

引き続き、これらの業務に従事する労働者の安全と健康及び労働条件の確保のため、労働安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの実施、一元的な被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理対策の徹底並びに労働基準法等の遵守による基本的労働条件の確立等が図られるよう、監督指導を行ってまいります。

◆ 監督指導結果のポイント

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

監督指導実施事業場数

277 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

123 事業場（44.4%）

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

7 事業場（2.5%）

・労務管理関係の違反事業場数

110 事業場（39.7%）

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

監督指導実施事業場数

92 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

39 事業場 (42.4%)

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

8 事業場 (8.7%)

・労務管理関係の違反事業場数

21 事業場 (22.8%)

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

監督指導実施事業場数

199 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

90 事業場 (45.2%)

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

35 事業場 (17.6%)

・労務管理関係の違反事業場数

34 事業場 (17.1%)

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

監督指導実施事業場数

183 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

124 事業場 (67.8%)

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

11 事業場 (6.0%)

・労務管理関係の違反事業場数

96 事業場 (52.5%)

※1 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反」とは、各業務の現場において、労働災害や労働者の健康障害を防止するために講ずべき措置に関する違反であり、高所・足場での墜落防止措置、作業主任者の選任、外部被ばく線量の測定、作業場所の事前調査などが含まれる。

※2 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」「労務管理関係の違反事業場数」には、それぞれに同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（11 頁及び 15、16 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、移動式クレーンの作業の方法等の関係労働者への周知、特定化学物質作業主任者の選任に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、電離健康診断の結果の記録、電離健康診断結果の報告に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、就業規則の作成・届出、割増賃金の支払、年次有給休暇、賃金台帳の調製、時間外労働に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、移動式クレーンの作業の方法等の関係労働者への周知、特定化学物質作業主任者の選任に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、就業規則（賃金規程）に労働者へ支給する手当の一部が規定されていない、時間外労働等に関する割増賃金の算定基礎に誤りがあるなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	● 特定化学物質作業主任者の選任	指導内容 特定化学物質を取り扱う作業を行うに当たり、元方事業者において特定化学物質作業主任者が選任されていたものの、実際に作業を行う下請事業者において同作業主任者が選任されていなかったことから、有資格者の中から選任するよう指導を行った（特化則第 27 条）。
	● 安全装置等の有効保持	指導内容 金属加工用の携帯用丸のこ盤を使用して金属の切断作業を行うに当たり、切粉が詰まることにより丸のこ盤の歯の接触予防装置が有効に作動せず、また、切粉を取り除いても十分な機能を果たしていなかったことから、有効な状態で使用するための点検整備を行うよう指導を行った（安衛則第 28 条）。
② 健康管理関係	● 医師による面接指導のための労働時間の状況の把握	指導内容 法令に基づく医師による面接指導を実施するため、労働時間の状況を把握する必要があるが、これを行っていなかったことから、タイムカードによる記録等客観的な方法その他の適切な方法により把握するよう指導を行った（安衛法第 66 条の 8 の 3）。
③ 労務管理関係	● 割増賃金の算定基礎に含むべき賃金 ● 割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容 労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めておらず、また、週の労働時間が法定労働時間（40 時間）を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	● 元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じることのないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（12 頁及び 17、18 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械の用途外使用、移動式クレーンの作業の方法等の決定等に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、除染等電離健康診断結果の報告に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、割増賃金の支払、時間外労働、賃金台帳の調製、労働条件の明示、就業規則の作成・届出に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械の用途外使用、移動式クレーンの作業の方法等の決定等、就業制限（車両系建設機械の無資格）に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、除染等電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、週の法定労働時間（40 時間）を超えて時間外労働を行わせているにもかかわらず、当該労働時間分の割増賃金を支払っていない、時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

①現場における安全衛生関係の措置	●車両系建設機械の用途外使用	指導内容 移動式クレーン仕様の車両系建設機械（ドラグ・ショベル）を使用して鉄板のつり上げ作業を行うに当たり、クレーンモードに切り替えることなく作業を行っていたことから、直ちに作業を中止し、クレーンモードに切り替えた上で移動式クレーンとして作業を行うよう指導を行った(安衛則第 164 条)。
	●車両系建設機械の無資格運転	指導内容 解体用の車両系建設機械により建物の解体作業を行うに当たり、解体用の車両系建設機械の資格を有しない労働者が運転していたことから、無資格者に作業を行わせないように指導を行った（安衛法第 61 条、安衛令第 20 条第 12 号）。
②健康管理関係	●除染等電離放射線健康診断結果の所轄労働基準監督署長への報告	指導内容 6 月以内ごとに 1 回実施する定期の除染等電離放射線健康診断を行ったにもかかわらず、当該健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、これを提出するよう指導を行った（除染電離則第 24 条）。
③労務管理関係	●割増賃金の算定基礎に含むべき賃金 ●割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容 労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めておらず、また、週の労働時間が法定労働時間（40 時間）を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
④元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者が法令違反が生じないように必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（13 頁及び 19 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械の作業計画、移動式クレーンの作業の方法等の決定等、作業主任者（はい作業主任者）の氏名等の周知、車両系建設機械の用途外使用に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、除染等電離健康診断結果の報告に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、時間外労働、割増賃金の支払、賃金台帳の調製、就業規則の作成・届出、労働条件の明示に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械の作業計画、移動式クレーンの作業の方法等の決定等、車両系建設機械の用途外使用、はい作業主任者の選任に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。特に、車両系建設機械の作業計画に関する違反については、同一の元方事業者の現場において違反が生じていたものであることから、元方事業者に対しても下請事業者への指導を徹底するよう指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、除染等電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）が締結されていない、時間外労働等に関する割増賃金の計算方法の誤りにより割増賃金の一部が支払われていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

①現場における安全衛生関係の措置	●車両系建設機械の作業計画	指導内容 車両系建設機械（ドラグ・ショベル）を用いて土砂の掘削、積み込み作業を行うに当たり、作業方法や運行経路等を定めた作業計画を作成していなかったことから、法令で定める内容の作業計画を作成するよう指導を行った（安衛則第 155 条）。
	●はい作業主任者の選任 ●はい作業主任者の職務等の周知	指導内容 汚染土壌等が入ったフレコンバックを高さ 2 メートル以上積み上げ、または降ろす作業を行うに当たり、はい作業主任者を選任していなかったことから、有資格者の中から選任するよう指導を行った（安衛則第 428 条）。 また、はい作業主任者を選任している現場において、その職務等を関係労働者に周知していなかったことから、現場に掲示する等により周知するよう指導を行った（安衛則第 18 条）。
②健康管理関係	●一般健康診断についての医師からの意見聴取	指導内容 一般健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するため必要な措置について医師等から意見聴取を行っていなかったことから、意見を聴取するよう指導を行った（安衛法第 66 条の 4）。
③労務管理関係	●賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に賃金計算期間や労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第 108 条）。
	●トラック運転者の連続運転時間	指導内容 トラック運転者の連続運転時間が 4 時間を超えていたことから、休憩時間を与える等により連続 4 時間を超えることがないように指導を行った（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条）。
④元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者が法令違反が生じないように必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（14 頁及び 19 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）等の作業計画、車両系荷役運搬機械等・車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、除染等電離健康診断結果の報告に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、就業規則の作成・届出、割増賃金の支払、時間外労働、年休管理簿の作成、定期賃金の支払に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）等の作業計画、車両系荷役運搬機械等・車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、除染等電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、就業規則（賃金規程）に労働者へ支給する手当の一部が規定されていない、時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）が締結されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	●車両系荷役運搬機械の作業計画	指導内容 車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を用いてコンテナの運搬作業を行うに当たり、運行経路や作業方法等を定めた作業計画を作成していなかったことから、法令で定める内容の作業計画を作成するよう指導を行った（安衛則第 151 条の 3）。
	●車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置	指導内容 車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の運転者が運転席から離れる際、排土板を地上に下ろしていなかったことから、直ちに排土板を地上に下ろすよう指導を行った（安衛則第 160 条）。
② 健康管理関係	●除染等電離放射線健康診断結果の所轄労働基準監督署長への報告	指導内容 6 月以内ごとに 1 回実施する定期の除染等電離放射線健康診断を行ったにもかかわらず、当該健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、それを提出するよう指導を行った（除染電離則第 24 条）。
③ 労務管理関係	●年次有給休暇管理簿の作成	指導内容 年次有給休暇を与えたとき、その日数等を労働者ごとに明らかにした年次有給休暇管理簿を作成していなかったことから、当該管理簿を作成するよう指導を行った（労基則第 24 条の 7）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

資料

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（令和２年）

＜表１－１＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
安全装置等の有効保持(安衛則第 28 条)	1
特別教育の記録の保存(安衛則第 38 条)	1
移動式クレーンの作業の方法等の関係労働者への周知(クレーン則第 66 条の 2)	3
特定化学物質作業主任者の選任(特化則第 27 条)	2

＜表１－２＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第 66 条の 8 の 3)	9
電離健康診断の結果の記録(電離則第 57 条)	6
電離健康診断結果の報告(電離則第 58 条)	4

＜表１－３＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第 15 条)	9
定期賃金の支払(労基法第 24 条)	10
休業手当の支払(労基法第 26 条)	2
時間外労働(労基法第 32 条)	17
休日労働(労基法第 35 条)	1
割増賃金の支払(労基法第 37 条)	40
年次有給休暇(労基法第 39 条)	21
就業規則の作成・届出(労基法第 89 条)	60
労働者名簿(労基法第 107 条)	3
賃金台帳の調製(労基法第 108 条)	20
年休管理簿の作成(労基則第 24 条の 7)	13

＜表１－４＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第 29 条)	4

※１ 「表１－１」「表１－２」「表１－３」「表１－４」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導結果のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務（令和２年）

＜表２－１＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
就業制限(安衛法第 61 条)	1
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第 18 条)	1
車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第 151 条の 11)	1
車両系建設機械の作業計画(安衛則第 155 条)	1
車両系建設機械の用途外使用(安衛則第 164 条)	2
移動式クレーンの作業の方法等の決定等(クレーン則第 66 条の 2)	2

＜表２－２＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第 66 条の 8 の 3)	3
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第 66 条の 4)	1
除染等電離健康診断の実施(除染電離則第 20 条)	1
除染等電離健康診断結果の報告(除染電離則第 24 条)	2

＜表２－３＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第 15 条)	6
定期賃金の支払(労基法第 24 条)	3
時間外労働(労基法第 32 条)	10
割増賃金の支払(労基法第 37 条)	11
年次有給休暇(労基法第 39 条)	1
就業規則の作成・届出(労基法第 89 条)	5
労働者名簿(労基法第 107 条)	1
賃金台帳の調製(労基法第 108 条)	7
年休管理簿の作成(労基則第 24 条の 7)	2

＜表２－４＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第 29 条)	9

※２ 「表２－１」「表２－２」「表２－３」「表２－４」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導結果のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（令和２年）

＜表３－１＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第 18 条)	7
安全装置等の有効保持(安衛則第 28 条)	4
車両系建設機械の作業計画(安衛則第 155 条)	10
車両系建設機械の用途外使用(安衛則第 164 条)	5
車両系建設機械の特定自主検査(安衛則第 169 条の 2)	1
はいの昇降設備(安衛則第 427 条)	1
はい作業主任者の選任(安衛則第 428 条)	3
はい作業主任者の職務(安衛則第 429 条)	1
移動式クレーン検査証の備付け(クレーン則第 63 条)	1
移動式クレーンの作業の方法等の決定等(クレーン則第 66 条の 2)	7
線量の測定(除染電離則第 5 条)	1
作業場所の事前調査(除染電離則第 7 条)	3

＜表３－２＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第 66 条の 8 の 3)	5
衛生委員会の付議事項(安衛則第 22 条)	1
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第 66 条の 4)	1
面接指導の対象となる労働者の要件等(安衛則第 52 条の 2)	1
除染等電離健康診断結果の報告(除染電離則第 24 条)	2

＜表３－３＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第 15 条)	7
定期賃金の支払(労基法第 24 条)	4
時間外労働(労基法第 32 条)	15
休憩(労基法第 34 条)	4
割増賃金の支払(労基法第 37 条)	11
年次有給休暇(労基法第 39 条)	3
就業規則の作成・届出(労基法第 89 条)	11
法令等の周知義務(労基法第 106 条)	1
労働者名簿(労基法第 107 条)	1
賃金台帳の調製(労基法第 108 条)	11
年休管理簿の作成(労基則第 24 条の 7)	2
総拘束時間(改善基準告示第 4 条)	2
連続運転時間(改善基準告示第 4 条)	1

＜表３－４＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第 29 条)	23
関係請負人の講ずべき措置についての指導(安衛則第 638 条の 4)	1

※３ 「表３－１」「表３－２」「表３－３」「表３－４」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導結果のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（令和２年）

＜表４－１＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第 18 条)	1
車両系荷役運搬機械等の作業計画(安衛則第 151 条の 3)	4
車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第 151 条の 11)	1
フォークリフトの作業開始前点検(安衛則第 151 条の 25)	1
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第 160 条)	1
車両系建設機械の作業開始前点検(安衛則第 170 条)	1
足場の最大積載荷重の労働者への周知(安衛則第 562 条)	1
移動式クレーンの作業の方法等の決定等(クレーン則第 66 条の 2)	1
有機溶剤等の貯蔵(有機則第 35 条)	1

＜表４－２＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
衛生管理者の選任(安衛法第 12 条)	1
産業医の選任(安衛法第 13 条)	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第 66 条の 8 の 3)	7
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第 66 条の 4)	1
一般健康診断結果の報告(安衛則第 52 条)	1
除染等電離健康診断結果の報告(除染電離則第 24 条)	4
電離健康診断の結果の記録(電離則第 57 条)	1
電離健康診断結果の報告(電離則第 58 条)	1

＜表４－３＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第 15 条)	14
定期賃金の支払(労基法第 24 条)	17
休業手当の支払(労基法第 26 条)	1
時間外労働(労基法第 32 条)	40
休日労働(労基法第 35 条)	2
割増賃金の支払(労基法第 37 条)	48
年次有給休暇(労基法第 39 条)	10
就業規則の作成・届出(労基法第 89 条)	64
寄宿舎規則の届出(労基法第 95 条)	1
寄宿舎の設置等の届出(労基法第 96 条の 2)	1
法令等の周知義務(労基法第 106 条)	1
賃金台帳の調製(労基法第 108 条)	12
記録の保存(労基法第 109 条)	1
年休管理簿の作成(労基則第 24 条の 7)	17

＜表４－４＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第 29 条)	12
足場についての措置(安衛則第 655 条)	1

※４ 「表４－１」「表４－２」「表４－３」「表４－４」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導結果のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

参 考

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（平成 28 年～令和 2 年）

表 1－1 監督実施事業場数及び違反事業場数の推移（平成 28 年～令和 2 年）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
監督実施事業場数	348	336	290	325	277
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	160	129	154	188	123
違反率（％）	46.0%	38.4%	53.1%	57.8%	44.4%
電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	7(2.0%)	14(4.2%)	18(6.2%)	22(6.8%)	10(3.6%)
現場の安全衛生関係措置違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	15(4.3%)	9(2.7%)	17(5.9%)	16(5.0%)	7(2.5%)
健康管理関係の違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	3(0.9%)	14(4.2%)	26(9.0%)	37(11.4%)	16(5.8%)
労務管理関係違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	132(37.9%)	106(31.5%)	130(44.8%)	148(45.5%)	110(39.7%)
元方事業者等の講ずべき措置違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	11(3.2%)	11(3.3%)	12(4.1%)	22(6.8%)	4(1.4%)

※1 「電離則」「現場の安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表 1－2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移（平成 28 年～令和 2 年）

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	0	0	0	0	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	0	0	0	1	0
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、第 167 条、第 169 条の 2）	2	2	0	1	0
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条）	2	0	0	3	0
被ばく線量の測定（電離則第 8 条）	0	0	0	0	0
線量測定結果の確認・記録（電離則第 9 条）	0	1	8	1	0
汚染の程度に応じたマスクの使用（電離則第 38 条）	0	0	0	0	0
有効な保護衣の使用（電離則第 39 条）	0	0	0	0	0
喫煙等の禁止（電離則第 41 条の 2）	4	0	0	0	0
その他	13	12	24	12	7

表 1－3 健康管理関係の違反別事業場数の推移（平成 28 年～令和 2 年）

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	0	0	0	1	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	—	—	—	16	9
電離健康診断の実施（電離則第 56 条）	1	0	3	0	0
電離健康診断の結果の記録（電離則第 57 条）	0	0	5	7	6
電離健康診断結果の報告（電離則第 58 条）	2	13	13	16	4

表 1 - 4 労務管理関係の違反別事業場数の推移（平成 28 年～令和 2 年）

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	38	23	47	33	9
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	18	14	31	19	10
休業手当の支払（労基法第 26 条）	1	0	1	3	2
時間外労働（労基法第 32 条）	23	15	20	36	17
有害業務の労働時間制限（労基法第 36 条）	0	0	0	0	0
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	67	61	50	84	40
年次有給休暇（労基法第 39 条）	0	2	1	1	21
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	10	23	36	64	60
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	15	0	1	0	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	17	0	1	0	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	1	1	4	3	0
労働者名簿（労基法第 107 条）	4	5	8	9	3
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	40	22	45	53	20
年休管理簿の作成（労基法第 24 条の 7）	－	－	－	1	13
その他	3	7	6	0	1

表 1 - 5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移（平成 28 年～令和 2 年）

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	11	11	12	21	4
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	1	0	0	1	0

※ 1 (2) 「表 1 - 2」「表 1 - 3」「表 1 - 4」「表 1 - 5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 1 - 1」の各違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務等（平成 28 年～令和 2 年）

表 2－1 監督実施事業場数及び違反事業場数の推移（平成 28 年～令和 2 年）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
監督実施事業場数	1,020	274	267	131	92
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	586	121	164	90	39
違反率（％）	57.5%	44.2%	61.4%	68.7%	42.4%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	255(25.0%)	38(13.9%)	44(16.5%)	42(32.1%)	3(3.3%)
現場の安全衛生関係措置違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	184(18.0%)	50(18.2%)	41(15.4%)	32(24.4%)	8(8.7%)
健康管理関係の違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	121(11.9%)	10(3.6%)	24(9.0%)	18(13.7%)	5(5.4%)
労務管理関係違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	247(24.2%)	38(13.9%)	88(33.0%)	40(30.5%)	21(22.8%)
元方事業者等の講ずべき措置違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	111(10.9%)	24(8.8%)	28(10.5%)	19(14.5%)	9(9.8%)

※2 上記の平成 31 年 1 月～令和 2 年 12 月の「監督実施事業場数」ほか各違反事業場数には、「汚染土壌等の収集・運搬業務」を行う事業場は含まれていない。

※2(2) 「電離則・除染電離則」「現場の安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれ項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表 2－2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移（平成28年～令和 2 年）

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
作業主任者の氏名等の周知（安衛則第 18 条）	2	0	2	0	1
車両系建設機械の作業計画（安衛則第 155 条）	8	9	0	1	1
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	5	0	2	0	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	5	1	3	0	2
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、 第 167 条、第 169 条の 2）	8	2	1	0	0
火気使用場所の火災防止（安衛則第 291 条）	0	0	0	1	0
はい作業主任者の選任（安衛法第 14 条、安衛則第 428 条）	0	0	0	1	0
高所・足場での墜落防止措置(安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条)	6	0	1	0	0
安全通路（安衛則第 540 条）	4	0	0	1	0
クレーンの月次点検（クレーン則第 35 条）	0	0	0	1	0
クレーンの作業開始前点検（クレーン則第 36 条）	0	0	0	1	0
移動式クレーンの作業の方法等の決定等（クレーン則第 66 条の 2）	0	5	0	1	2
事前調査（石綿則第 3 条）	0	0	2	2	0
外部被ばく線量の測定（除染電離則第 5 条）	44	10	4	3	0
線量測定結果の確認、記録（除染電離則第 6 条）	2	1	2	6	0
作業場所の事前調査・明示（除染電離則第 7 条）	101	20	21	16	0
作業の指揮者（除染電離則第 9 条）	13	0	3	0	0
作業の届出（除染電離則第 10 条）	0	0	0	1	0
退出者の汚染検査（除染電離則第 14 条）	4	2	7	0	0
持出物品の汚染検査（除染電離則第 15 条）	0	1	1	0	0
有効な保護具の使用（除染電離則第 16 条）	17	9	3	1	0
その他	40	19	16	0	2

表 2－3 健康管理関係の違反別事業場数の推移（平成 28 年～令和 2 年）

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第 66 条の 4)	4	0	0	4	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	－	－	－	4	3
特別教育の実施（除染電離則第 19 条）	1	0	1	0	0
除染等電離健康診断の実施（除染電離則第 20 条）	4	0	0	0	1
除染等電離健康診断の記録（除染電離則第 21 条）	1	0	2	2	0
除染等電離健康診断結果についての医師の意見聴取（除染電離則第 22 条）	1	0	0	1	0
除染等電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	107	9	21	15	2
その他	7	1	2	0	0

表 2－4 労務管理関係の違反別事業場数の推移（平成 28 年～令和 2 年）

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	46	4	18	5	6
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	36	3	23	13	3
休業手当の支払（労基法第 26 条）	1	0	1	2	0
時間外労働（労基法第 32 条）	77	12	23	21	10
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	159	23	36	16	11
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	23	5	22	16	5
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	9	0	2	2	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	9	0	2	2	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	0	0	5	1	0
労働者名簿（労基法第 107 条）	29	1	5	4	1
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	86	11	38	21	7
年休管理簿の作成（労基則第 24 条の 7）	－	－	－	0	2
その他	10	2	2	0	1

表 2－5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移（平成28年～令和 2 年）

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	108	29	26	19	9
特定元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 30 条）	0	0	0	0	0
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	5	0	2	0	0

※2(3) 「表 2－2」「表 2－3」「表 2－4」「表 2－5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 2－1」の各違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

表3 監督実施事業場数及び違反事業場数（平成31年1月～令和2年12月）

	平成31年 (令和元年)	令和2年
監督実施事業場数	207	199
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	138	90
違反率(%)	66.7%	45.2%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	15(7.2%)	6(3.0%)
現場の安全衛生関係措置違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	28(13.5%)	35(17.6%)
健康管理関係の違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	20(9.7%)	9(4.5%)
労務管理関係違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	84(40.6%)	34(17.1%)
元方事業者等の講ずべき措置違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	20(9.7%)	23(11.6%)

※3 「電離則・除染電離則」「現場の安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

表4 監督実施事業場数及び違反事業場数（平成31年1月～令和2年12月）

	平成31年 (令和元年)	令和2年
監督実施事業場数	139	183
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	92	124
違反率(%)	66.2%	67.8%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	31(22.3%)	5(2.7%)
現場の安全衛生関係措置違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	7(5.0%)	11(6.0%)
健康管理関係の違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	32(23.0%)	15(8.2%)
労務管理関係違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	56(40.3%)	96(52.5%)
元方事業者等の講ずべき措置違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	10(7.2%)	13(7.1%)

※4 「電離則・除染電離則」「現場の安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

5 汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務を行う事業場の発注機関別監督指導実施状況（平成28年～令和2年）

年	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年(令和元年)		令和2年	
発注者	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等
監督実施事業場数	500	520	157	117	149	118	288	50	155	136
違反事業場数	204	382	50	71	85	79	197	31	55	74
違反率(%)	40.8%	73.5%	31.8%	60.7%	57.0%	66.9%	68.4%	62.0%	35.5%	54.4%

※5 平成31年1月～令和2年12月分には、中間貯蔵施設等への運搬を行う事業場数も含んでいる。

6 福島労働局における監督指導の他の取組（令和2年）

（１）福島第一原子力発電所で廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保のための主な取組

- ・ 東京電力ホールディングス株式会社及び元請事業場に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（５月）、また東京電力ホールディングス株式会社に対しては熱中症防止対策の徹底を再要請（６月）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、廃炉作業を行う元方事業者を通じ全ての関係請負人に対し労務関係を主とした資料を配付し、関係法令の遵守が図られるよう周知（９月）
- ・ 「廃炉・汚染水対策現地調整会議」に出席（２月）
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に出席（２月、６月、１０月）
- ・ 福島県危機管理部原子力安全対策課と合同の安全パトロールを実施（１月、９月）

（２）汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務、中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保のための主な取組

- ・ 「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催し、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請（９月、１２月）
- ・ 福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会とのパトロールの実施（９月１回、１１月２回、１２月１回）
- ・ 「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会」の講話会（９月、１１月）において、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請
- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請（６月）